

令和6年度
事業計画

特別養護老人ホーム 松阪天啓苑

令和6年度

事業計画

1 施設の概要

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| (1) 名称 | 特別養護老人ホーム松阪天啓苑（介護老人福祉施設） |
| 所在地 | 三重県松阪市高須町3460番17 |
| 設置 | 社会福祉法人 育心会 |
| 経営 | 同上 |
| (2) 敷地 | 7,736.00m ² |
| 建物 | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| 延床面積 | 3,112.56m ² |
| (3) 開設年月日 | 平成19年1月21日 |
| 入所定員 | 50名
老人短期入所事業（20名）併設
居宅介護支援事業併設 |
| (4) 職員の状況 | |
| 施設長 | 1名 |
| 介護支援専門員 | 1名 |
| 生活相談員 | 1名 |
| 介護員 | 23名（介護福祉士13名） |
| 看護職員 | 3名（正看2名、准看2名） |
| 管理栄養士 | 2名（内、1名は時短勤務） |
| 嘱託医 | 2名 |
| 理学療法士 | 1名（嘱託1名：月2回） |
| 調理員 | （委託） |
| 事務員 | 1名 |

2 運営計画

本年度の運営計画を次のとおり策定し、施設経営に当たる。

(1) 基本方針

- ① ユニットケアの理念に基づき、利用者様が今までの暮らしを継続できるように配慮する。
- ② 職員は知識・技術の向上に励み、特に重度認知症の方の受け入れ態勢を整える。
- ③ 地域との絆を深め、社会に開かれた施設になれるよう努める。

(2) 運営一般

<運営の協議>

- ① 運営会議を理事長、施設長、各部署の代表者により随時開催し、運営全般について協議する。

- ② リーダー会議を毎月開催し、当面の懸案事項、業務推進上の問題点、伝達事項、処遇の統一的事項、その他必要な事項を協議する。
- ③ 専門委員会の設置 感染症対策委員会・身体拘束適正化委員会・褥瘡予防委員会・虐待防止委員会・医療的ケア実施安全対策委員会・給食委員会・美化委員会・レクリエーション委員会・接遇委員会・排泄委員会・入浴委員会の委員会を開催し、業務の一層の充実を図る。
- ④ 職員による入所者の意向を尊重した全員が参加可能な年間行事を計画し、その実行に努める。
- ⑤ 衛生委員会を毎月開催し、労働災害防止の安全衛生対策等について協議、職員の意見を反映することにより職場環境の改善に努める。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症対策として、職員研修及び訓練（シミュレーション）を実施する。
- ⑦ 褥瘡発生防止の取り組みに重点を置き、褥瘡マネジメント加算を取得する。
- ⑧ 看取り体制連携加算を取得する。

<関係機関との連携>

- ① 松阪保健所及び市町とは、常に密接な連携を保ち、適切な指導を受けるとともに社会福祉協議会、関係医療機関、地元の自治会、民生委員等と連携を深め業務の円滑化を図る。
- ② 入所者の家族、地域住民、老人クラブ、ボランティア等との交流を密にし、特に家族等へ諸行事の案内をするなど定期的、継続的なふれあいを中心として入所者との絆をより一層深めるよう努める。

<施設の社会化>

- ① 近郊の地域住民（自治会）、小学校、老人クラブ、婦人会、ボランティア等との交流を図り、施設の諸行事に招へいするとともに、地域の祝祭等諸行事に積極的に参加し地域との交流に努める。
- ② 施設の設備、機器等で利用又は活用できるものについては、近隣、関係諸団体等の希望に沿って提供するなど施設の社会化を図る。

<その他>

- ① 給食業務は、業務の省力化及び合理化を図るため引き続き業者に委託して行う。

(3) 入所者処遇

<健康管理>

- ① 入所者には所定の健康診断を行うほか、入所者の定期的健康診断を行い、疾病の早期発見、予防等に努める。
- ② 健康管理は、包括的に嘱託医（2名）が行う。
検診は、次のとおり行う。
 - ◎毎週2日（火曜・金曜）12時40分から14時20分までの間に行うものと
し、非常勤体制（月8日以上）とする。
 - ◎緊急の場合は夜間も含め即時対応する。
- ③ 歯科診療は随時行う。

- ④ 精神科の診療は専門医により行い適切な健康管理に努め、併せてADL（日常生活動作）調査及び精神スケール調査を行う。
- ⑤ 口腔ケアは月4回歯科衛生士の指導を受け毎食後行い、口腔機能の向上、誤嚥性肺炎の予防に努める。

<食事の実施>

- ① 給食は業務委託のため、細部にわたり連携を密にし、入所者に適切な給食が確保されるよう努める。
- ② 実施に当たっては「美味しく楽しく食事ができること」を大切にし、ユニットケアの特性を活かすことで季節感や嗜好、入所者個人の摂取能力を考慮しながら、栄養バランスのよい食事を提供する。
- ③ 低栄養状態や誤嚥の予防とともに食事制限については、入所者一人ひとりの食事に対する意向や問題点を多職種協働により検討し、栄養計画の策定と改善を行う。
- ④ 食事は離床困難な者と居室での食事を希望される者を除き、共同生活室にて入所者個人にあった食事環境を作り、入所者の食事摂取能力を見極め、自力摂取を促すとともに必要な介助を行う。
- ⑤ 食料等の備蓄とともに、非常時における業務遂行のため、業務委託先及び業務代行者との体制確保に努める。
- ⑥ 誕生日の入所者については、希望により通常の食事を特別な器に盛り付け、祝膳として提供する。
- ⑦ ユニットでの炊飯を実施する。
- ⑧ 月の4回の歯科衛生士の訪問を活用し、口腔衛生管理加算を取得する。

<入浴の実施>

- ① 入浴は自立者（車椅子を利用する者を含む）を対象とする一般入浴（個別浴室）での入浴を週2回実施。また、寝たきり等の重度者を対象とする特別入浴を週2回実施する。入浴日、入浴時間については各入所者の生活時間に合わせて設定する。
- ② 疾病等の理由で入浴ができない者は、清拭を行い清潔の保持に努める。
- ③ 入所者の要介護度の重度化に対応するため、1階にリフト付き個浴を設置する。

<リハビリ活動>

- ① 入所者の障害程度に応じ計画的に実施し、四肢機能の回復及び関節拘縮予防の改善に努める。

<余暇活動>

- ① 地域の小学生との交流、ボランティアの方によるレクリエーション活動を楽しんでいただく。また、ユニット費を活用し各ユニットで行う季節の行事、誕生会、音楽鑑賞会など生きがいと楽しみを涵養して、広義のリハビリ活動としての支援を行う。

<慰楽行事等>

- ① 施設の生活を家庭的なものに近づけ、家庭的な雰囲気を楽しむとともになごやかな

一時を過ごし情緒安定を図るため、四季に応じた行事（花見会・運動会・文化祭等）を企画し実施する。

- ② 誕生会を各ユニットにおいて開催し、祝い品等を送りその喜びを祝福する。
- ③ 喫茶コーナーを設け、毎月1回程度喫茶を運営し、希望者にコーヒーなどの飲み物を提供する。
- ④ 地域及びボランティアからの慰楽演芸奉仕等は積極的に受け入れ、入所者の生活を楽しいものにする。

（４）安全への配慮

＜防災対策＞

- ① 特に火気及び防災設備の管理を徹底し、有事に際して適切な行動が円滑に行えるよう避難訓練（夜間想定を含む）を主に防災訓練（年2回以上）を実施する。また、大規模地震に伴う津波からの避難対策として、避難救命艇を用いた訓練を定期的を実施する。
- ② 火気に関連ある機器については、常にその安全管理に努める。
- ③ 地元自治会との災害時応援協定に基づき、自治会員とともに非常時を想定した救難救助訓練を実施し、防災にかかる地域との相互協力関係の強化を図る。

＜環境の整備＞

- ① 常時清潔で安全な生活を保障するため、毎日苑内清掃を行うほか、大掃除並びに車椅子等介護用具、リハビリ機器、その他機械器具の点検整備を随時行い、その管理維持に努める。
- ② エレベーター、非常通報装置、火災報知器、スプリンクラー、その他自動制御装置の機能につき専門の業者にその保守を委託し、事故防止の万全を図る。

（５）職員処遇

＜職員の研修＞

職員の資質向上は、入所者の処遇上不可欠の要件であり、積極的に研修会、勉強会を開催して知識技能の向上に努める。

- ① 内部研修会又は勉強会を毎月開催する。
- ② 外部で開催される各種研修会（東海北陸ブロック、県単位及び地区別研修会等）には可能な限り参加する。
- ③ 新任職員については、新任職員研修実施要領に基づき、介護技術及び接遇等に関する研修並びに実習を行い、無資格の者には、認知症基礎研修を受講させる。
- ④ 救急・急変時における処置・方法について、消防署員を招へいし必要な知識・技術の取得に努める。

（６）日課表

入所者の状況に応じて、常に職員体制及び日課表の見直しを図ることとする。

日 課 表（特養・ショート）

6:00	巡視	
7:45 ↓ 8:45	朝食	食事 提供時間に余裕を設け、入所者が望む時間に提供
10:00	水分補給	入浴 午前・午後を問わず、入所者の生活リズムに合わせて実施
12:00 ↓ 13:00	昼食	リハビリ体操 (月～金) 排泄 排泄パターンを把握し、入所者個々に実施
15:00	おやつ	起床・就寝 入所者の生活パターンごとに声かけ及び離・着床の援助を行う。
17:30 ↓ 19:00	夕食	口腔ケア 毎食後実施
21:00	眼前薬配薬 巡視	その他 外出企画 (月1回程度)
23:00	巡視	
2:00	巡視	
4:00	巡視	

年間行事予定(特養・ショート)

月別	行事内容	月別	行事内容
4月	チューリップカフェ	10月	秋の音楽会
5月	5月の端午の節句 味わい楽しもう	11月	なつかしのおやつ
6月	初夏の宴	12月	忘年会
7月	夏イベント	1月	新年祝賀会
8月	夏祭り	2月	獅子舞
9月	お楽しみ会	3月	ひな祭り

※ 喫茶コーナーを設ける。

令和6年度

事業計画

老人短期入所事業所 松阪天啓苑

介護予防老人短期入所事業所松阪天啓苑

令和6年度

事業計画

1 概要

- (1) 名称 老人短期入所事業所松阪天啓苑
介護予防老人短期入所事業所松阪天啓苑
- (2) 所在地 三重県松阪市高須町3460番17
(特別養護老人ホーム松阪天啓苑内)
- (3) 実施運営主体 社会福祉法人 育心会
- (4) 実施施設 特別養護老人ホーム松阪天啓苑
- (5) 入所定員 20名

2 目的

要援護老人の介護者に代わって、その老人を一時的に養護する必要がある場合等にホームに入所させ、もってこれらの要支援・要介護老人及びその家族の福祉向上を図ることを目的とする。

3 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 利用対象者

対象者は概ね65歳以上の者であって、身体が虚弱又は寝たきり若しくは認知症等のため、日常生活を営むのに支障がある者、又はこれらの者を抱える家族とする。

5 入所の要件

介護認定により介護度が認定された方で、要援護老人の介護を行っている家族が次に掲げる理由により、その家族において当該要援護老人を介護できない場合

① 社会的理由

疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

② 私的理由

社会的理由以外の理由による場合（介護を受けることができない場合）

6 入所期間

要支援・要介護老人が認定された要介護度に基づき施設と利用者との契約により決定する。

7 事業費

介護保険報酬基準による

8 利用料

・給食料	1, 445円 (1日)
・居室料	2, 006円 (1日)
・送迎費 (片道)	184円 (1回)
・教材費	実 費

9 職員の配置

施設長 (兼務)	1名
生活相談員	1名
介 護 員	9名 (介護福祉士4名)
看 護 職 員	1名 (准看1名)

令和6年度

事業計画

居宅介護支援事業所 松阪天啓苑

令和6年度

事業計画

1 概要

- (1) 名称 居宅介護支援事業所松阪天啓苑
- (2) 所在地 三重県松阪市高須町3460番17
(特別養護老人ホーム松阪天啓苑内)
- (3) 実施運営主体 社会福祉法人 育心会
- (4) 実施施設 特別養護老人ホーム松阪天啓苑

2 趣旨

この事業は、寝たきり老人等の介護者等に対し、居宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように居宅サービス計画を基礎としてサービス実施機関等との連絡調整などの便宜を供与し、もって、地域の要支援・要介護老人及びその家族の福祉向上を図ることを目的とする。

3 利用対象者

対象者は概ね65歳以上の者であって、身体が虚弱又は寝たきり若しくは認知症等のために日常生活を営むのに支障がある者、又はこれらの者を抱かえる家族等とする。

4 事業内容

次の事業をできる限り地域に出向き能動的に行う。

- (1) 地域の要支援・要介護老人の実態等の把握及び各種の保健福祉サービス計画の作成並びにその積極的な利用の説明
- (2) 居宅介護に関する各種の相談と調査
- (3) 家族等の保健福祉サービスの利用手続きとその適用の調整
- (4) 各種保健福祉サービスを受けやすくするための資料作成

5 職員の配置

- 管理者 1名(常勤兼務)
- 主任介護支援専門 1名(常勤兼務)

6 事業費

介護保険報酬基準による

7 利用料

無料

8 事業実施上の留意事項

- (1) 実施に当たっては、利用者及び家族、関係事業所等と継続的に綿密な連携を図り適切な援助を行うものとする。
- (2) 業務上知り得た個人情報に関しては、取り扱いに十分注意し秘密を漏らさないようにする。
- (3) 常に最新の情報を取得し質の向上を図るため、公的な研修へ参加するものとする。

令和6年度
事業計画

特別養護老人ホーム 松阪天啓苑
老人短期入所事業所 松阪天啓苑
介護予防老人短期入所事業所松阪天啓苑
居宅介護支援事業所 松阪天啓苑